

函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の7（報告等）、第115条の45の8（勧告、命令等）および第115条の45の9（指定事業者の指定の取消し等）の規定に基づき、法第115条の45の5（指定事業者の指定）の規定による指定事業者等に対して行う第1号事業の内容および第1号事業支給費の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、第1号事業の質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定事業者等 次に掲げる者をいう。

ア 法に規定する指定事業者または当該指定に係る事業所の従業者
イ アに掲げる事業者であった者または当該指定に係る事業所の従業者であった者

(2) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。

(3) 第1号事業支給費 法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。

(監査)

第3条 監査の対象は、指定事業者等とする。

2 監査は、市が要綱で定める第1号事業の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準に従っていないと認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合、または第1号事業支給費の請求について不正を行っているとして認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合、または不正の手段により指定等を受けていると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、または第1号事業支給費等対象サービスの利用者

(以下「利用者」という。)について、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき市が虐待の認定を行った場合もしくは高齢者虐待等により利用者の生命または身体の安全に危害をおよぼしている疑いがあると認められる場合(以下「人格尊重義務違反」という。)に行うものとする。

(1) 実地指導等における確認情報

- ア 一体的に運営する訪問介護事業所、通所介護事業所および地域密着型通所介護事業所に対して法第23条により指導を行った市長が、指定事業者等において認めた(その疑いがある場合を含む。)指定基準違反等または人格尊重義務違反
- イ 度重なる指導によっても第1号事業の内容または第1号事業支給費の請求に改善がみられないとき
- ウ 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき

(2) 実地指導を除く確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 市が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合または高齢者虐待等により利用者の生命または身体の安全に危害をおよぼしている疑いがあると認められる情報
- ウ 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。), 地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- エ 北海道, 他の市町村および連合会からの通報情報

3 監査対象となる指定事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。ただし、一体的に運営する訪問介護事業所、通所介護事業所および地域密着型通所介護事業所に対する法第23条による実地指導の実施中に監査に移行した場合または利用者の生命または身体の安全に危害をおよぼすおそれがあるなど緊急を要すると認められる場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(1) 監査の根拠規定および目的

- (2) 監査の日時および場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等
- (6) 虚偽の報告または答弁，検査忌避等に関する罰則規定

4 監査体制は，2名以上の班を編成し，班長には原則として管理職を充てるものとする。

5 監査の結果，指定基準違反等または人格尊重義務違反が認められた場合には，法第115条の45の8（勧告，命令等）および第115条の45の9（指定事業者の指定の取消し等）の規定に基づき行政上および経済上の措置をとるものとする。

(1) 行政上の措置

ア 勧告

指定事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合は，当該指定事業者等に対し，期限を定めて，文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか，当該期限内にこれに従わなかったときは，事業所名，勧告に至った経緯，当該勧告に対する対応等を公表することができる。

なお，勧告した場合は，当該指定事業者等に対し，原則として通知をした日から30日以内に，とった措置について文書により報告させるものとする。

イ 命令

指定事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは，当該指定事業者等に対し，期限を定めて，文書によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか，命令をした場合には，事業所名，命令に至った経緯等を公示しなければならない。

なお，命令した場合は，当該指定事業者等に対し，原則として通知をした日から30日以内に，とった措置について文書により報告させるものとする。

ウ 指定の取消し等

市長は、指定基準違反等または人格尊重義務違反の内容等が、法第115条の45の9（指定事業者の指定の取消し等）各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者等に係る指定を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止（以下「指定の取消し等」という。）をすることができる。

なお、指定の取消し等をした場合には、遅滞無く、事業所名、指定の取消し等に至った経緯等を厚生労働省および北海道に届け出るとともに、公示をするものとする。

エ その他

監査の結果については、文書により通知する。なお、上記ア～ウに該当する場合は、それらの通知に代えることができる。また、上記ア～ウに該当しない場合であって改善を要すると認める事項があるときは、文書によりその旨を通知し、原則として通知をした日から30日以内に文書により報告させるものとする。

(2) 聴聞等

監査の結果、当該指定事業者等が命令または指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞または弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、行政手続法第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(3) 経済上の措置

ア 不正利得となる返還金の徴収

取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該指定事業者等が偽りその他不正の行為により第1号事業支給費の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに関係する他の保険者に対し、当該

不正利得について情報提供するものとする。

イ 監査の結果，第1号事業の内容または第1号事業支給費の請求に関し不正または不当な事実が認められた場合における当該事項に係る返還対象期間は，原則として過去2年間とする。

6 前項第1号ウに規定する指定の取消し等を行ったときは，市のホームページにおいて公表する。

(関係機関との連携)

第4条 監査にあたっては，他の指導監査（社会福祉法人指導監査等）と連携を図り，合同で監査を実施するなど効率的に行うものとする。

附 則

この要綱は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和4年4月1日から施行する。